

# 豊後国府推定地周辺の発掘調査II

— 羽屋・井戸遺跡とその周辺の調査から —

塩坪地根潤伸一也

## 一はじめに

本年二月、古来より豊後国府推定地の最有力候補として位置づけられてきた古国府遺跡群の一角において巨大な掘立柱建物跡が検出された。(第一図)

豊後国府の発見は当地域における古代史研究上最大の課題といつても過言ではなく、これまで歴史地理的研究が先行し、現況地勢を基にした種々の説が示される中、発掘調査による具体的な物証による政府域の確定が囁きされてきた。

今回の建物群の発見はこのような状況に一石を投じる重要な内容を少なからず含んでおり、本稿はその調査概要とこれまでの周辺調査の成果を提示し、今後の豊後国府研究の方向性を模索しようとするものである。

なお、一九八五年までの当地域の調査の概要についてはすでに讃岐和夫氏により、「豊後国府推定地周辺の発掘調査」<sup>(1)</sup>としてまとめられており、本論はその後の調査成果に依拠したいわば続編である。



1. 羽屋・井戸遺跡 2. 羽屋・園遺跡 3. 上野・岩屋寺遺跡  
4. 古国府・岩屋寺遺跡 5. 大分元町石仏 6. 古宮古墳  
7. 永興寺 8. 下郡遺跡群

第1図 調査地点位置図(1:50000)

## 二 羽屋・井戸遺跡の調査

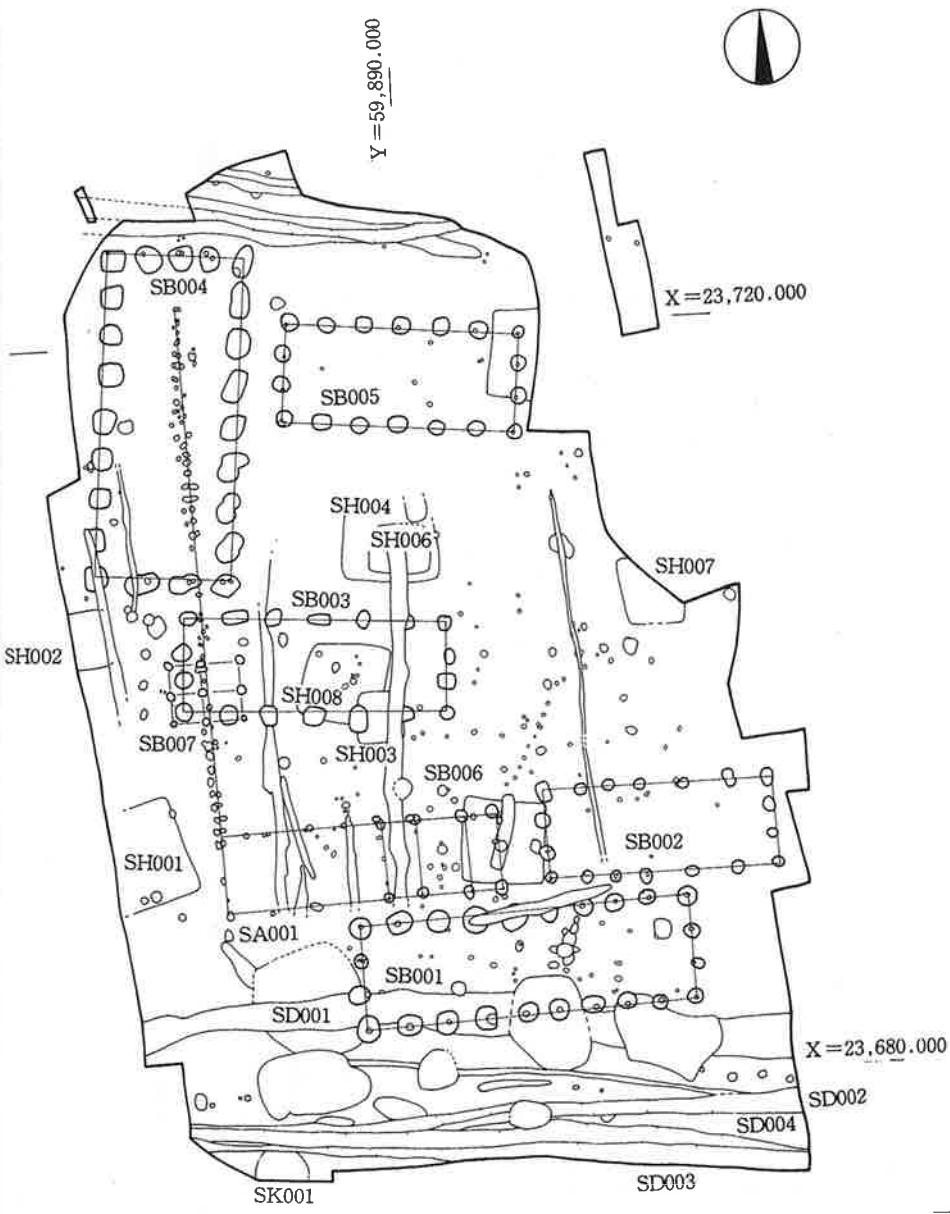


第2図 調査地周辺地割図

平成八年二月に調査を実施した羽屋・井戸遺跡は大分市大字羽屋一七三番地に所在し、関係者の全面的な理解と協力により盛土による保存が実施された。それ故、発掘調査は遺跡内容の把握と確認を主たる目的とした必要最小限の部分についてのみ行っている。

今回の調査地点は大分川が大きく蛇行する上野丘陵南側に形成された半円形を呈する沖積地のほぼ中央に位置する。調査地のすぐ北側には推定官道が所在し、古国府・羽屋地区の中でも比較的高い微高地上に立地している。

また、遺跡地は現在も残る条里状地割の一角に相当し、東に七曾子、推定官道を境とする北側部分には上七曾子という方形に区画された字名が残っている。



第3図 羽屋・井戸遺跡遺構配置図(1:400)

検出遺構には溝状遺構(SD)、柵列状遺構(SA)、竪穴住居跡(SH)七軒、掘立柱建物跡(SB)七棟などがある。

#### 溝状遺構

調査区の南北両端にほぼ東西方向に延びる溝状遺構数条を確認している。溝はほぼ同じ場所に掘削され、ある期間階襲されていった状況を看取できる。時期的には一号溝(SD〇〇一)から比較的まとまった土器の出土が認められ、溝の使用時期を考える際の目安となる。出土土器はおおよそ四世紀～五世紀前半に位置づけられるものである。この溝の埋土の一部には砂層の堆積が認められ、溝が機能していた段階に流水があったことを示している。これらのことから水路的な役割を担っていた可能性も考えられよう。

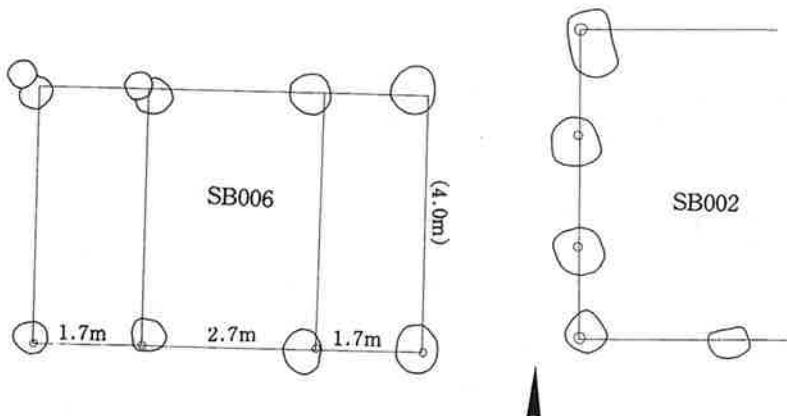
他の溝に関しては、出土遺物が少なく、時期の特定は困難であるが、古墳時代後期の須恵器破片等も散見されることから、一号溝に引き続き古墳時代全般にわたり掘削された可能性も考えられる。

#### 竪穴住居跡

竪穴住居跡に関しては七軒の中で四軒についてのみ掘り下げを実施した。これらの所見によれば、出土土器から弥生時代後期前半～中頃に比定される七号住居跡を除く他はすべて四世紀後半～五世紀前半のものである。掘り下げをおこなっていない住居跡についても、住居の遺存状況が良好でないにもかかわらず、大分平野において五世紀末以降に一般化するカマドの痕跡が認められない点や検出面において散見される土器破片がすべて土師器の範疇で考えられる点などから、積極的な根拠とはならないが、同様に四世紀後半から五世紀前半に帰属する可能性が高い。

#### 掘立柱建物跡

総計七棟の掘立柱建物跡を検出している。これらの中で注目されるのは、建物規模が極めて大きい点である。最大規模を誇る四号建物跡は身舎面積一二二・五平方メートルを測る巨大なものである。建物配置に関しても興味深い所見が得られている。すなわち、総柱の倉庫跡と考えられている七号建物跡を除く六棟すべて



第4図 6号掘立柱建物跡(SB006)実測図(1:120)

がほぼ真南北を意識して配置されている点である。厳密には南側に配置される3棟と北側の3棟とは微妙な方向の振れが認められるが、総対的には真南北を基準として規格的な配置がなされたとみてよいであろう。

また、柵列と考えられるSAOO一もほぼ同様の方向性を指向しており、六号建物跡や二号建物跡に付随するものと考えることもできよう。仮にこの想定が肯されるものであれば、この建物配置に関連して極めて重要な所見が生起する。具体的には六号建物跡に関するものであるが、その柱配置には他の建物と異なる特異な状況が認められる。第四図には六号建物跡とその柱間サイズを示している。南側の柱間数値は柱穴内での柱痕間による測定値であり、信憑性の高い数値といえる。梁行にあたる数値については北側の柱穴内で柱痕を確認していないので若干の数値変更がありえる値である。これを詳細に観てゆくと、東西三間のうち両側の一間分は一・七メートルと他の建物の柱間スペンとほぼ同様の数値を示しているのに対し、中心の柱間のみ二・七メートルと極端に広い数値を示している。建物構造自体も一間×三間と極めて特異な構造を呈している。このような建物構造からは通常、中心の広い部分を「通路」とするいわゆる門状の遺構が想定される。このことは、柵列状遺構(SAOO一)が六号建物跡に取り付くように配置され、また二号建物跡と併せて南側外郭線を形成していると想定されることから、その蓋然性は高いものと考えられる<sup>(2)</sup>。

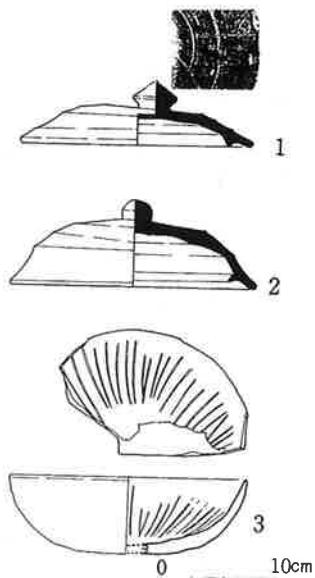
次に出土遺物について概観する。

出土遺跡は冒頭にも述べたように、調査が保存を前提とした必要最小限のものであつたこともあり概して少ない。時期的にも弥生時代、古墳時代前期～中期、少量の中世遺物と掘立柱建物群に伴うと考えられるものには限定される。表土からのものも加えた総出土遺物から前三者に帰属するものを除くと小破片も含め、概ね七世紀後半～八世紀初頭の時期に包括される様相を示し、八世紀前半以降のものと断定できる資料は皆無である。

ここでは、掘立柱建物群との関連から須恵器蓋二、放射状暗文の施された土師器壺を取り上げる。

第五図に図示した須恵器蓋はいずれも完存品であり、六号建物跡に隣接する二号建物跡の柱穴から柱を抜いた跡に人為的な意図（地鎮か）によって置かれた状態で出土している。したがって二号建物跡の帰属年代推定の大きな決め手となるものである。

第六図にその出土状況を示したが、二号建物跡の二つの柱穴において確認されている。両者とも裏面を上方に向け埋納され



第5図 羽屋・井戸遺跡出土遺物(1:3)



第6図 須恵器出土状況

第五図の土師器壺（3）は口径  
九・二センチメートル、器高三・  
〇センチメートルを測る。焼成  
は良好であり、色調は淡褐色を

ており、これにより二号建物跡

の廃絶時期を推定することができる。これらの須恵器は陶邑編  
年のIII型式二～三段階<sup>(3)</sup>のものに  
相当し、廃絶時期をほぼこの時  
期と考えることができる。

第五図の土師器壺（3）は口径  
九・二センチメートル、器高三・  
〇センチメートルを測る。焼成  
は良好であり、色調は淡褐色を

呈す。胎土は金雲母片をわずかに含む精製土である。器面の剥落が著しいため、調整は不明瞭であるが、外面は体部を横ナデし、底部にはナデを施す。内面は横ナデ後、斜め右上がり方向の暗文を施す。これらの特徴から都城系土師器(飛鳥III期の杯C<sup>(4)</sup>)と考えられる。試掘調査時に出土した。

以上において羽屋・井戸遺跡の調査内容を概観したが、次項では近年における周辺地域(豊後国府推定地)における調査事例にふれ、羽屋・井戸遺跡との関連を考究する。

### 三 豊後国府推定地周辺における近年の調査事例

#### (1) 羽屋・園遺跡第二次調査<sup>(5)</sup>

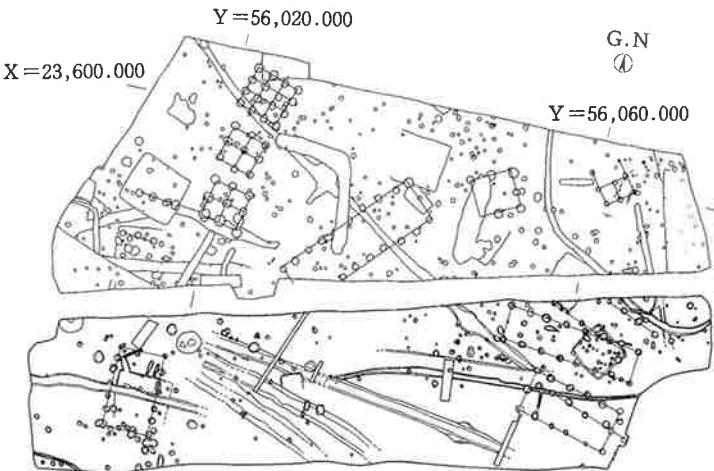
調査地は大分市大字羽屋字園に位置し、羽屋・井戸遺跡から南東に約八十メートルの地点にある。調査は大分市都市計画道路古国府・木ノ上線の建設に伴う事前調査として、平成三年度に実施した。調査面積は約一三〇〇平方メートルである。

調査の結果、掘立柱建物跡三棟と棚列三条、そして八世紀初頭の土坑(SK〇四四)一基を検出した。

これらの建物や棚列の柱穴からは若干量の遺物は出土しているが、ほとんどが小片であり、時期の確定はできなかつた。また、建物や棚列はそのほとんどが東西方向のものであり、柱掘形の直径は五〇~七〇センチメートルを測る。このうち、真南北を基準として建てられた二間×六間の南北棟や真北よりやや東に振れる二間×七間の東西棟の存在は注目される。

#### (2) 羽屋・園遺跡第三次調査

調査地は大字羽屋一〇五八一一に位置し、第二次調査地点の北側に隣接する。平成八年二月にガソリンスタンド建設の計画に伴い、大分市教育委員会が遺跡の密度を把握するために、対象地全面の遺跡確認調査をおこなつた。調査面積は約一三〇〇平方メートルで、調査は平成八年四月一〇日~同二四日まで実施した。



第7図 羽屋・園遺跡遺構配置図(1:800)

調査の性格上、時期の確定はできなかつたが、対象地全面に遺構が確認された。そのなかでも、二間×九間の掘立柱建物跡(SB〇〇三)や三間×三間(SB〇〇四)と、二間×二間(SB〇〇五・SB〇〇六)の倉庫跡が三棟南北方向に並んで検出されたことは特筆される。これらの柱掘形は直径五〇~九〇センチメートルを測り、柱根が残存しているものも確認された。

今回検出した掘立柱建設跡はすべて真南北を指向した方向性は認められず、第二次調査地点で確認されているものとも規則的な配置は看取できなかつた。また、調査地の北側には「七曾子」という小字名が残されており、南北方向に並ぶ倉庫跡などとの関連性が、今後の問題点として指摘される。<sup>[6]</sup>

### (3) 上野・岩屋寺遺跡<sup>[7]</sup>

調査地は上野丘東二八五一他六筆にあたり、上野丘丘陵の南東端に位置する。この丘陵は平安時代後期の文献『八幡宇佐宮神領大鏡』に、「高国府」の地名が見られるところから、官衙的な施設の存在が想定され、古国府地区となる有力な豊後国府推定地と考えられている。<sup>[8]</sup>

約一三〇〇平方メートルである。

調査の結果、九世紀中頃の南北溝(SD〇一四)を検出した。この溝からは「有人」と判読できる墨書き土器が一点出土し、表土や中世の掘り込み地業跡(SX〇〇一)からは越州窯系青磁碗II類や緑釉陶器も出土した。

今回検出した南北溝(SDO一四)は「高国府」と呼ばれた上野丘陵で、はじめて確認された九世紀の遺構であり、墨書き器などの出土遺物からも豊後國府関連遺跡を検討するための、一つの指標になると考えられる。

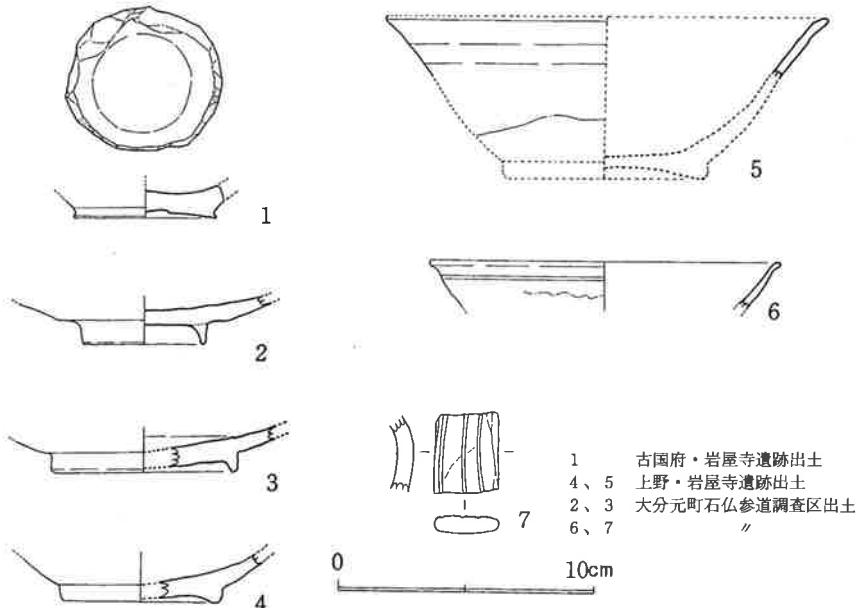
#### (4) 古国府・岩屋寺遺跡<sup>9)</sup>

調査地は大字古国府字岩屋寺にあたり、上野丘陵南側裾部に位置する。調査は宅地造成に伴う事前調査として、昭和五六年度に実施した。調査の結果、一四世紀～一六世紀にかけての溝状遺構や掘立柱建物跡、さらに土器溜まりや井戸跡などが検出され、丘陵裾部にも遺跡の存在が確認された。

また、最近の資料整理に伴って、越州窯系青磁碗I-1-a類が一点出土していることが判明された。高台径五・六センチメートルを測り、高台底部には七ヶ所の目跡が残る。見込み部分の上面をメソコ状に打ち欠く。

#### (5) 大分元町石仏参道調査区<sup>10)</sup>

調査地は大字大分子元町四六〇九番地他三筆にあたり、大分川河口の左岸、上野丘陵の南東裾部に位置する。調査は



第8図 出土遺物

国指定史跡大分元町石仏保存整備事業に伴う事前調査として平成六年度に実施した。調査面積は約一〇平方メートルである。

調査の結果、調査区全面に上野丘陵側からの自然堆積層が検出され、この堆積層からは四世紀代～一二世紀代にかけての遺物が多量に出土した。その中には越州窯系青磁碗I類や綠釉陶器をはじめとして、長沙窯系青磁水注把手や灰釉陶器なども確認された(第8図)。平安時代前期においてこのように多種の陶磁器が揃って出土することは少なく、都城や北部九州の官衙遺跡に代表される現象と言える。

以上で豊後国府推定地周辺の調査概要について概観したが、次にこの地域に現存する条里状地割について検討を試みる。

#### 四 条里状地割に関する研究の現状と課題

古国府・羽屋地区は大分平野最大の条里状地割が残されている地域であり、大分川左岸の古国府から荏隈にかけて、真北より約一五度西に傾いて地割が形成されている。

これまでの豊後国府に関する研究はこの条里状地割を基準に進められ、幾つかの所在地推定案が示されてきた。また、この条里状地割に沿つて今もなお東西方向に直線ルートが確認され、これを古代の推定官道と想定している。<sup>(12)</sup> よつて、ここでは条里状地割と推定官道について考古学的な検証を試みたい。

古国府地区におけるこれまでの試掘調査の結果、この地域には時期は不明ながら水田層の広がりを確認している。しかし、すでに指摘があるように、奈良時代の遺構・遺物については全く確認されておらず、現状ではこの地の開発は遡つても一二世紀後半前後にわたるとしか判断できないといわれている。<sup>(13)</sup>

また、この地域内での推定官道周辺地においても数次にわたる試掘調査が実施されているが、依然として関連遺構は検出さ

れていない。

さらに、羽屋地区では先述のとおり、真南北を基準として配置された大型の建物群が確認されており、条里状地割とは一致していないという状況が看取される。

一方、現存する条里状地割におおよそ一致する遺跡として羽屋・園遺跡第三次調査地点の掘立柱建物跡と大字荏隈に所在する荏隈遺跡検出溝があげられる。<sup>(13)</sup> 莋隈遺跡一号溝は平安時代の東西溝であり、これにより条里状地割の形成時期が平安時代まで遡る可能性は高いと言える。

それでは、考古学の立場から条里状地割の形成はどこまで遡り得るのだろうか。

肥前国府跡が所在する佐賀平野には明確な条里状地割が残されており、これまでの調査の結果、注目される所見が提示されている。残された条里状地割の多くは国府中軸線(GN—七度—W)の方位に近いものであり、その地割内に位置する吉野ヶ里遺跡では条里状地割の里界線上に東西方向の道路状遺構が検出され、出土遺物から八世紀前半代に施行された官道(西海道)である可能性が指摘されている。<sup>(14)</sup> この道路状遺構の周辺には当該期の掘立柱建物跡や井戸跡なども確認されている。さらに、推定竹原里にあたる中園遺跡では条里坪界に設けられた溝状遺構が検出されており、その溝からは奈良時代の遺物が出土していると言う。<sup>(15)</sup>

つまり、現存する条里状地割の初現は官道の施行、さらには国府の設置に伴って八世紀前半代には形成された可能性が考えられる。<sup>(16)</sup>

以上のことから、佐賀平野に現存する条里状地割は考古学の面からもその形成時期が奈良時代まで遡る点を指摘でき、豊後国府推定地に現存する条里状地割の形成時期についても同様の時期の所産である可能性は残されていると考えられる。

## 五 羽屋・井戸遺跡について

### (1) 羽屋・井戸遺跡とその時代

羽屋・井戸遺跡において今回検出された掘立柱建物群は、南に集中する建物群と北側の建物群との建物方位差の評価によって建物配置の変更回数の想定が異なってくるものの、現状では少なくとも三時期以上の配置変更を認めることができる。さらに二号建物跡の柱穴から出土した須恵器から、これらのいずれかの時期の終焉を七世紀中頃～後半前後に想定できることは先に述べたとおりである。また、総体的な出土遺物の様相、建物方向に大きな変更が認められない点などを考慮すると、いずれにしても羽屋・井戸遺跡の存続年代はそれほど長期に及ぶものではなかつたと考えられる。先述の遺物内容からほぼ七世紀後半を中心とする時期と考えて大過ないのであるまい。<sup>(18)</sup>

さて、以上の年代観を踏まえると、羽屋・井戸遺跡の建物群が機能した時期(七世紀後半段階)とはまさに六六三年の齊明朝の白村江での敗戦、六七二年の壬申の乱の頃に相当し、この壬申の乱で活躍したとされる大分君患尺の墓と目される古宮古墳造営の時期にあたる。今回の調査地点は市内椎迫に所在する古宮古墳と直線距離で約一・五キロメートルと極めて至近な位置にあり、大分君一族との関連が強く想定される地域といえよう。<sup>(20)</sup>

### (2) 遺構・遺物からみた建物群の性格

前項では羽屋・井戸遺跡で検出された建物群の推定所産時期とその時代背景ならびに環境について触れた。本項ではこれを参照しながら建物群の性格について考えてみたい。

まず、建物規模、配置、構造から一般集落とは異なるものであることは論を待たないであろう。大きくは官的な施設か、あるいは地方の有力豪族、具体的には大分君一族、大分国造の一族が想定されるが、このような人々の居館等に代表される私的

な建物という可能性を指摘することができよう。

出土遺物の点からは、破片資料においても甕、鉢などの日用雑器の出土が認められない点、また、廃棄土坑と考えられる遺構が確認されない点などから非日常的な空間、つまり官的な施設の可能性を示唆しているものと考えられる。

では、官的な施設とした場合、どのようなものが考えられるのであろうか。次にこの点を検討する。

この推定所産年代の時期(七世紀後半の段階)には周知のように豊後国はまだ成立していない。一般的には持統四年(六九〇)頃と考えられていることから、少なくとも今回の建物群が直接国府に関連するものである可能性は考えられない。しかも、考古学的な成果における国府、国衙の出現が八世紀前半から中頃に集中する傾向が指摘されており、両者の間のヒアタスの存在事実は重要であろう。

次に考えられるものに郡衙あるいはその前身となる評衙の可能性が考えられよう。しかも、年代的に大宝令施行前であることから後者の評衙の可能性が現状では最も高いと考えられる。<sup>(28)</sup>

仮に評衙とした場合、類例を付近に求めると伊予国、愛媛県松山市に所在する久米高畠遺跡を参考とすることができる。<sup>(29)</sup>

久米高畠遺跡では付近から「久米評」と刻まれた刻書須恵器が発見され、久米評衙と考えられている遺跡である。部分的な調査により建物配置の一部が確認されており、真南北を意識した配置などに羽屋・井戸遺跡との共通点を見いだすことができるのである。

『日本書紀』に記された齊明天皇の行幸に如実に示されるように豊後・伊予を初めとする西部瀬戸内ルートは互いに密接な関連をもつた戦略上重要なエリアであったことが知られている。このような状況を併慮すると初期の官衙造営にも瀬戸内から強い影響力が作用したであろうことは想像に難くなく、伊予の久米高畠遺跡の状況から豊後大分の地に比較的早い段階から評衙が成立していた可能性は極めて高いと考えられる。古宮古墳の被葬者に關わる中央との関連が『日本書紀』の記述のとお

りであればなおさらのことであり、このようなパイプがあつたればこそ、都城系暗文土師器の出土も理解されるところとなる。  
なお、飛鳥期の地方官衙が真南北を意識して建物配置がなされる例として滋賀県野洲町小篠遺跡<sup>(22)</sup>、福岡県久留米市古宮遺跡<sup>(23)</sup>、宮城県仙台市郡山遺跡などの当該時期の建物配置にみることができる。

さて、瀬戸内、さらにはこれを経由して中央との情報により造営されたと考えられた羽屋・井戸遺跡の建物群であるが、この時期の評衙には久米高畠遺跡に来住廃寺が伴うように、多くの郡(評)衙遺跡の近くには、対になって寺院が造営されている例が多い<sup>(24)</sup>。そういう視点で羽屋・井戸遺跡の周辺を概観すると永興寺の存在を指摘することができる。ここでは八世紀初頭を下らないだろうと言わわれている古瓦が出土しており関連が注目されるところである<sup>(25)</sup>。

## 六 おわりに

今年の初春に発見された羽屋・井戸遺跡を中心とし、豊後國府へのアプローチをおこなつた。

残念ながら羽屋・井戸遺跡の建物群自身は直接国府に関連するものとはいえず、時期的な視点から評衙の可能性に言及した。

一方、國府の所在に関しては第三節でも触れたように、これまでの既往の調査データによる出土遺物の面からは上野丘陵とその周辺、すなわち『宇佐大鏡』の中の「高國府」に比定される地域にその可能性を示唆する要素が多い。

しかし、ここで注意しておかなければならぬ点は出土遺物のすべてが八世紀末～九世紀以降のものであるということである。上野丘陵において採集されている遺物に関しても上野遺跡の百濟系单弁軒丸瓦以外に八世紀末以前に確実に帰属するものではなく、初現期の國府存在を想起させる物証は皆無といつてよい<sup>(26)</sup>。

それでは、平安期の國府存在の可能性が上野丘陵上に求められるのに対し、初現期の國府はいすれに所在するのか。この命題の解答は現状で容易に導き出せるものではないが、最有力視されていた古國府地域にその片鱗すら認めることができない調查状況を踏まえると羽屋・井戸遺跡周辺地域におのずと帰結する。つまり、羽屋・井戸遺跡の周辺において確認されている方

向を異にする建物群を含む当該地域が、現況においては初現期の国府の存在を求める有力な候補地となることができよう。また、第四節で検討した内容から、現在する条里状地割の形成時期を八世紀とする可能性が残されているという点等を併慮するとその蓋然性はさらに高まるといえよう。

今後の考古学的な周辺調査の進展が期待される。

最後になりましたが、本稿を執筆するにあたり太宰府市教育委員会井上信正氏に資料探索等においてご教示ならびにご助力をいただいた。記して感謝の意を表します。

また、本稿の内容がいささかでも豊後大分の古代史研究の一助になるものであるなら、それは日々同じ行政体の中では発掘調査に従事している讃岐和夫氏、塔鼻光司氏、後藤典幸氏、池邊千太郎氏を中心とする先輩、同僚の遺跡調査に対する真摯な姿勢の賜物であり、羽屋・井戸遺跡の発見において明らかとなつた種々の新知見もこの点に負うところが大きい点を明記しておきたい。

掘立柱建物跡			
遺構名	略号	規模	身舎面積(m <sup>2</sup> )
1号掘立柱建物跡	S B 001	3間×9間・5.5m×17.5m	96.25
2号掘立柱建物跡	S B 002	3間×6間・4.8m×12m	57.6
3号掘立柱建物跡	S B 003	3間×6間・5m×14.7m	73.5
4号掘立柱建物跡	S B 004	4間×8間・7m×17.5m	122.5
5号掘立柱建物跡	S B 005	3間×6間・5.4m×12.3m	66.42
6号掘立柱建物跡	S B 006	1間×3間・4m×6.1m	24.4
7号掘立柱建物跡	S B 007	2間×2間・3.2m×3.8m	12.16
竪穴住居跡			
遺構名	略号	時期	
1号竪穴住居跡	S H 001	古墳時代前期	
2号竪穴住居跡	S H 002	古墳時代前期	
3号竪穴住居跡	S H 003	古墳時代前期	
4号竪穴住居跡	S H 004	未掘	
5号竪穴住居跡	S H 005	未掘	
6号竪穴住居跡	S H 006	未掘	
7号竪穴住居跡	S H 007	弥生時代後期初頭	
溝状遺構	S D	7条+α	

表1 羽屋・井戸遺跡主要遺構一覧

(1) 讀岐和夫(一九八五)「豊後國府推定地周辺の発掘調査－大分市吉國府・羽屋地区の近年の調査から－」

『大分縣地方史』第一一七号 大分県地方史研究会

(2) 門構造については奈良県川原寺の東門跡や南門跡、時期は下るが福岡県筑前国分尼寺南門跡などが典型例として挙げられる。また、門の配置については、基本的には伽藍配置の中心軸に位置するが周辺の地形や官道などに沿って開かれた門も確認されている。具体例としては奈良県川原寺東門や宮城県仙台市郡山廃寺北西端門などが挙げられる。さらに、ほぼ同時期のものとして、来住廃寺遺構に重複する方

一町の規模の回廊状遺構に付設するものが知られ、羽屋・井戸遺跡の門状遺構に近似する状況を指摘できる。

・坪井清足(一九八五)『古代日本を発掘する二 飛鳥の寺と国分寺』 岩波書店

・狹川真一(一九九五)『筑前国分尼寺跡III』(太宰府市)文化財 第二五集 太宰府市教育委員会

・柳澤和明(一九九四)『宮城県内の主な城柵官衙遺跡』 第三回東日本埋蔵文化財研究会資料

「古代官衙の終末をめぐる諸問題－考古学からみた官衙遺跡の終末をめぐって－」

・松山市教育委員会(一九九三)「来住廃寺一九次調査地」『松山市埋蔵文化財調査年報V』

(3) (財)大阪文化財センター(一九八〇)『陶邑III』大阪府文化財調査報告書 第30輯

(4) 古代の土器研究会(一九九二)『古代の土器』 都城の土器集成

(5) 大分市教育委員会(一九九二)『大分市埋蔵文化財調査年報3』

(6) 『律令』 一九七六 日本思想大系3 岩波書店

「倉庫令倉於高燥處置條」には「凡倉。皆於高燥處。置之。側開池渠。去倉五十丈內。不得置館舍」とある。羽屋地区は南に大分川が流れ、これによつて形成された沖積地の中でも比較的高い微高地に立地していることから、倉庫を建てる場所としてふさわしい地域であると言える。しかし、羽屋・井戸遺跡の建物群を館舎と想定した場合、八十メートルほどしか離れていない点では、当遺跡を国府と判断す

ることは困難であると言えよう。

- (7) 大分市教育委員会(一九九五)『大分市埋蔵文化財調査年報6』
- (8) 出田和久(一九八七)「豊後の国府」『大分市史』上巻 大分市
- (9) 塩地潤一(一九九四)「大山寺出土遺物等検討会発表資料」 大分・大友土器研究会
- (10) 大分市教育委員会(一九九五)『国指定史跡大分元町石仏—保存修理業に伴う発掘調査概要報告書一』
- (11) 西別府元日・出田和久(一九八七)「碩田の条里」『大分市史』上巻 大分市
- (12) 讀岐和夫(一九八五)「豊後國府推定地周辺の発掘調査―大分市古国府・羽屋地区の近年の調査から―」  
西別府元日・出田和久(一九八七)「古代の交通と高坂・丹生駅」『大分市史』上巻 大分市
- (13) 『大分縣地方史』第一一七号 大分県地方史研究会
- (14) 西哲弘(一九九四)『大分県埋蔵文化財年報2』 大分県教育委員会
- (15) 佐賀県教育委員会(一九九二)『吉野ヶ里』
- (16) 七田忠昭(一九九二)「III、奈良・平安時代の官衙的建物群と駅路について」『吉野ヶ里』 佐賀県教育委員会
- (17) 佐賀県教育委員会(一九九〇)『惣座遺跡』九州横断自動車道関係埋蔵文化財発掘調査報告書(11)
- (18) 佐賀県教育委員会(一九九二)『吉野ヶ里』
- (19) 佐賀県教育委員会(一九九〇)『惣座遺跡』久池井B遺跡では八世紀後半に出現した正方位の掘立柱建物群が検出されている。また、八世紀中頃には国府の本格的な整備が始まり、これと期を同じくして国分寺・国分尼寺が建立される。この段階で正方位を基準とした条里状地割が形成された可能性が高い」と指摘している。
- ・山中敏史(一九八四)「国府と条里地割」『条里制の諸問題III』奈良国立文化財研究所

また、佐賀平野の一部には正方位の条里状地割も残されており、その地割内に位置する惣座遺跡・久池井B遺跡では八世紀後半に出現した正方位の掘立柱建物群が検出されている。また、八世紀中頃には国府の本格的な整備が始まり、これと期を同じくして国分寺・国分尼寺が建立される。この段階で正方位を基準とした条里状地割が形成された可能性が高く、異なった条里状地割の形成過程を示すものと

判断されている。

しかし、佐賀平野に現存する条里状地割の大半は国庁中軸線の方位に近く、この地割内にも正方位の建物群が多く存在していることが残された問題点と言えよう。

- ・佐賀県教育委員会(一九九〇)『惣座遺跡』九州横断自動車道関係埋蔵文化財発掘調査報告書(11)

- (18) 五号建物跡には柱根が遺存しており、年輪年代法などの科学的な年代測定により実証的な年代を把握できる可能性がある。分析結果を持つて検証の材料としていきたい。

(19) 羽屋・井戸遺跡の所在する大分川左岸を中心とする地域は、大分平野において千代丸古墳、丑殿古墳、弘法穴古墳などの本格的な横穴式石室墳が造営される唯一の地域である。このような古墳造営において他地域に卓越した状況はこれに続く古宮古墳の築造まで継続される。これらの現象から地史的な側面からも当地域にいわゆる大分国造の拠点が存在したと推測させる根拠となっている。

- (20) 豊後国における建評の事実は、福岡県太宰府市の大宰府藏司跡に近接する谷部出土の「久須評」木簡の存在からすでに推定されてきた。西別府元日(一九八七)「豊後国の誕生」『大分市史』上巻 大分市

- (21) 松山市教育委員会(一九九二)「久米高畠遺跡十一次調査地」『松山市埋蔵文化財調査年報III』

- (22) 森 隆(一九九四)「郡衙遺跡に関する一考察」『文化財学論集』 文化財学論集刊行会

- (23) 久留米市教育委員会(一九八九)「筑後国府跡・国分寺跡 昭和六三年発掘調査概要』

- (24) 柳澤和明(一九九四)『宮城県内の主な城柵官衙遺跡』 第三回東日本埋蔵文化財研究会資料

「古代官衙の終末をめぐる諸問題－考古学からみた官衙跡の終末をめぐって－」

- (25) 山中敏史氏はこれらの寺院の存在を郡衙が郡の民衆統治に必要な施設であったからにほかならない。と説く

- ・山中敏史(一九九二)「寺院と地域支配」『新版古代の日本四 中國・四國』 角川書店

- ・山中敏史(一九九三)「評・郡衙の成立とその意義」『文化財論叢』 同朋舎

(26)

現永興寺境内で古瓦が採集されているにすぎず、伽藍配置等詳細については不明である。この古瓦の出土から、豊後国分尼寺跡に比定されたこともあった。

(27)

羽屋・井戸遺跡の所在する地点から大分川の下流約二キロの河口に近い右岸地域に下郡という地名が残り、かねてより郡衙関連遺跡の存在が予見されていた地点がある。この想定を裏付けるかのように昭和六二年から継続実施されている当地の発掘調査により円面硯、墨書き器、刻書き器など官衙遺跡に特有な遺物の出土や規格的な配置状況を示す掘立柱建物跡、道路状遺構、大規模な井戸跡などが検出されている。しかし、これまでの調査所見における遺構の上限所産時期は八世紀中頃であり、それ以前の官衙的な遺構・遺物は確認されていない。この事象は羽屋・井戸周辺でのこれまでの調査においてこの時期まで下る遺物の出土が確認されていない状況と対照的である。

真相の究明は今後の両地域の調査の動向にゆだねられるものの、仮に「郡(評)衙の移転」といった現象を仮想すると両者にみられるこのような状況は、非常に興味深い所見と言えよう。

また、八世紀前半に作製されたとされる『豊後國風土記』は郡衙の位置に関して「大分河 郡の南にあり」という逸文を残すが、ちなみに羽屋・井戸遺跡の所在する羽屋地区はまさにこの位置関係とも合致する。

大分市教育委員会(一九九〇) 『下郡遺跡群』 大分市下郡地区土地区画整理事業に伴う発掘調査概報1

大分市教育委員会(一九九一) 『下郡遺跡群』 大分市下郡地区土地区画整理事業に伴う発掘調査概報2

大分市教育委員会(一九九二) 『下郡遺跡群』 大分市下郡地区土地区画整理事業に伴う発掘調査概報3

(28) 讀岐和夫(一九八五) 「豊後国府推定地周辺の発掘調査—大分市古国府・羽屋地区の近年の調査から—」

『大分縣地方史』第一一七号 大分県地方史研究会

(29) 大分市歴史資料館(一九九五) 資料紹介 「上野遺跡とその周辺で出土した遺物」 大分市歴史資料館ニュース32